

## 市主催イベント等の開催基準

### 1 趣 旨

市主催のイベント等の開催にあたり、国や県の方針等で示されたイベント開催制限の段階的緩和の内容を踏まえ、下記のとおり、開催基準を定めるものとする。

### 2 イベント等の開催制限

イベントの種類	収 容 率	人数上限
<p>大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの (※1)</p>	<p>・座席が固定されている施設 収容人数の100%以内</p> <p>・座席が固定されていない施設や屋外 十分な人と人との間隔(1m)が確保できる人数</p> <p>※演者等が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保すること。</p>	<p>5,000人 (注)収容率と上限人数でどちらか小さいほうを限度とする。</p>
<p>大声での歓声、声援等が想定されるもの (※2) (注)大声を出すことを可とするものではないことに留意すること。</p>	<p>・座席が固定されている施設 収容人数の50%以内</p> <p>・座席が固定されていない施設や屋外</p> <p>①人と人が対面することが想定される場合 十分な人と人との間隔(2m)が確保できる人数</p> <p>②人と人が対面しない場合 十分な人と人との間隔(1m)が確保できる人数</p>	

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演会、説明会、式典、展示会等

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等

※ 制限される人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によって感染リスクがあると想定される場合には、より慎重に判断すること。

### 3 開催の条件

#### 【感染防止対策の周知】

- ・会場出入口での感染防止対策の注意喚起を行う

#### 【消毒の徹底】

- ・会場に消毒液を設置すること
- ・参加者、スタッフ等の手指消毒の徹底すること
- ・参加者が共通に触れる器具・設備等の消毒を徹底すること

#### 【マスク着用の徹底】

- ・マスクの着用を徹底すること（マスクを着用していない者がいた場合は、入場制限や主催者側でマスクを配布する等の措置を行うこと）

#### 【換気の徹底】

- ・屋内の場合、適切な換気を行うこと

#### 【参加者及び出演者の制限】

- ・有症状者の出演・入場を確実に防止する措置（検温の実施等）を講じること

#### 【参加者の把握】

- ・感染が発生した場合に備え、参加者名簿を作成するなど連絡先を把握できること（不特定多数でないこと）
- ・国や県の接触確認アプリの活用を周知すること

#### 【大声の抑止】

- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができる体制を整備すること（大声での歓声、声援等が想定されるイベントについても同様であること）

#### 【密集の回避】

- ・参加者、スタッフ等に必要なソーシャルディスタンスを確保するよう要請すること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保、注意喚起等）をすること

#### 【食事等での感染防止】

- ・飲食スペースの設置や飲食中の会話におけるマスクの着用等、感染防止対策を徹底すること

### 4 特記事項

- ・上記の対策が十分担保できない不特定多数の人が集まるイベント等は、当面の間原則として中止又は延期とする
- ・この基準は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、適宜見直しを行う